

## 『社会福祉法人のための規程集役員会等運営の実務編』正誤表

令和3年3月16日作成

p.84 理事会・評議員会のスケジュール例（1）評議員会及び役員改選あり

p.88 理事会・評議員会のスケジュール例（3）評議員会及び役員改選あり

誤 「改選の場合の新評議員の任期の始期は、定時評議員会終結の時」

正 「改選の場合の新評議員の就任日は、通常、定時評議員会終結の時」

○法人と評議員の委任関係については、評議員の就任承諾をもって開始される。したがって、改選の場合、新評議員の就任日は、通常、旧評議員の任期満了日である定時評議員会の日となる。

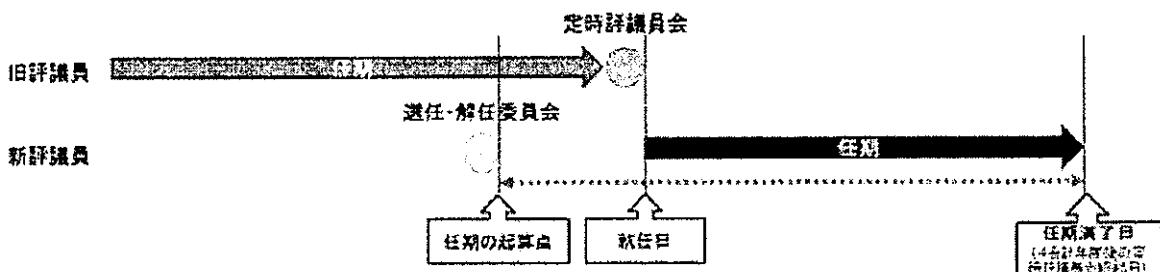
○新評議員の任期満了日を算定する任期の起算点は、評議員選任・解任委員会の議決のあった日となる。

.....(説明).....

1. 厚生労働省は、事務連絡において「基本的な考え方」に次のように記載しています。

- (1) 評議員の選任に当たっては、社会福祉法人定款例等に定めるとおり、評議員選任・解任委員会において議決を行うことが一般的とされていることから、以下、評議員選任・解任委員会を開催する方法により、評議員の改選を行う場合の留意事項についてお示しをすること。
- (2) 社会福祉法第41条第1項の規定により、評議員の任期満了日は「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」であること。
- (3) (2) の任期満了日の算定に当たっては、評議員選任・解任委員会の議決のあった日を起算点とすること。
- (4) (3) に関わらず、法人と評議員の委任関係については、評議員の就任承諾をもって開始されること。

### 【定時評議員会よりも「前」の日に評議員選任・解任委員会を開催する場合のイメージ】



(事務連絡「評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について」厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、令和3年1月27日)

2. これを見て、東京都は次のように整理しています。

新評議員を切れ目なく選任する観点から、評議員選任解任委員会は、①定時評議員会と同日か、②定時評議員会よりも前に（※）に行なうことが望ましい。（※）ただし、3月末までに決議した場合、評議員の任期が通常よりも1年短くなるため、4月以降に行なうことが望ましい。

（「東京都社会福祉法人運営の注意点～理事会・評議員会の開催、役員改選、報酬篇～」、東京都福祉保健局指導監査部指導調整課、令和3年2月作成 より）